

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年8月24日（火）13時30分～15時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当7名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

➤ 原子力規制庁からのコメントへの回答

✓ 燃料取り出し用構台（以下「構台」という。）に係る確認事項

◇ オイルダンパに係る材料確認の判定基準

- ばね付きオイルダンパの基本構造及び減衰特性
- 調圧弁、リリーフ弁及びチェック弁の構造と役割
- 各種弁の並列化による全体特性
- ばね付きオイルダンパの設計仕様
- 弁の並列化配置による効果
- オイルダンパの性能検査

◇ オイルダンパ及び弾性支承に係る据付確認の確認内容及び判定基準

✓ 換気設備のダスト放射線モニタについて、従来の排気設備からの切替えに伴い、ダスト採取用配管が2系統に変更となるが、フィルタ通過後のダスト測定であることに変わりがないことから、施設定期検査の確認項目に変更はない。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- オイルダンパの性能検査において実施する試験について、オイルダンパ（水平棟間及び鉛直）を含めて、試験速度、解析で得られた応答速度及び機器仕様としての最大速度の関係を整理の上、試験条件の設定の考え方を説明すること。
- 構台に係る確認事項について、外装材に対する材料確認の追加を検討すること。
- 換気設備のダスト放射線モニタについて、排気設備からの切替えに伴う系統構成の変更が、施設定期検査の確認項目に影響しない理由が分かるよう詳細に説明すること。

等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について（第21回）
- ✓ 添付資料5 2号機燃料取り出し用構台に係る確認事項
- ✓ 添付資料7－別添1 2号機燃料取り出し用構台に係る確認事項 補足説明資料